事業区域外駐車施設設置計画書

				ተነ ሊከ	+	刀	Н
吹田市長あて							
	事業者	住	所				
		氏	名				
		- 4	• Н				
		雷託	番号	()	
				(,	
	代理人	住	所				
		氏	名				
		電話	番号	()	
		(法	人にあっ	っては、その	の主たる	事務所0)所 \
		(法人にあっては、その主たる事務所の所) 在地、名称及び代表者氏名					

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行規則第34条第2項第5号及び条例施行基準第16条第6項第1号 又は第2号の規定により、次のとおり提出します。

又は第2号の規定により、次のとおり提出します。
事業区域の位置吹田市
開発審査室受付番号
□ 第1種低層住居専用地域 □ 第2種低層住居専用地域 □ 第1種中高層住居専用地域 □ 第2種中高層住居専用地域 □ 第1種住居地域 □ 第2種住居地域 □ 準住居地域 □ 近隣商業地域 □ 商業地域 □ 準工業地域 □ 工業地域
□ 小世帯向住戸及び単身者向住戸の共同住宅(戸) □ 宿泊施設 □ 商業施設 建築物の用途(□ 物販店舗等、 □ 事務所、 □ 金融機関、 □商店街店舗) □ 工業施設 (□ 工場、□ 倉庫) □ その他()
設置必要台数 台
事業区域内設置台数
事業区域外設置場所及 吹田市 で田市 で田市 で田市 さ で田市 さ で田市 さ
□ 施行基準16条第6項第1号イ(ア) [共同住宅:敷地の規模等により事業区域内に設置が困難な場合] □ 施行基準16条第6項第1号イ(イ) [共同住宅:樹口が換小または交通安全上、駐車施設の出入口を設けることが困難な場合] □ 施行基準16条第6項第2号イ(ア) [医療施設等:敷地の規模等により事業区域内に設置が難しい場合] □ 施行基準16条第6項第2号イ(イ) [医療施設等:棚口が扱小または交通安全上、駐車施設の出入口を設けることが困難な場合] □ 施行基準16条第6項第2号イ(ウ) [医療施設等:事業区域の過半が簡素地域であり、物資搬入に必要な区域を設けた場合]
(連 絡 先) 担 当 者 氏 名 電話番号 () 添 1 付近見取図(事業計画地及び区域外駐車施設位置を記入) 2 事業計画配置図 付書 3 区域外駐車施設平面図等 4 区域外駐車施設現況写真 類 5 区域外駐車施設を設置する理由書

注 1 口のある欄は、該当する口にレ印を記入してください。